

情報 最前線

市役所への  
お問い合わせ先

- 西条市庁舎  
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所  
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所  
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所  
TEL0898-72-2111



お知らせ  
国民年金保険料の免除・猶予申請を受け付けます

経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが難しい方には、保険料を免除または猶予する制度があります。7月から平成21年度の保険料の免除・猶予制度の申請を受け付けますので、申請先で手続きをしてください。

■免除・猶予制度の種類

①全額免除制度  
保険料納付が全額免除される制度です。本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定の額以下であることが必要です。

②一部納付（一部免除）制度  
保険料納付が一部免除され

る制度です。本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定の額以下であることが必要です。

③若年者納付猶予制度  
30歳未満の方の保険料納付を猶予し、後で納付ができる制度です。本人、配偶者の前年所得が一定の額以下であることが必要です。

④学生納付特例制度  
学生の方の保険料納付を猶予し、後で納付ができる制度です。本人の所得が一定の額以下であることが必要です。

■申請先

- 新居浜社会保険事務所  
TEL0897-135-1300
- 市庁舎本館市民生活課  
年金係  
TEL0897-52-1383
- 各総合支所市民福祉課  
市民保険係（東予）  
市民福祉係（丹原・小松）

長期優良住宅の認定住宅の  
固定資産税を減額します

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が6月4日に施行され、長期優良住宅の認定を受けて新築した住宅は固定資産税が減額されます。減額を受けるには、固定資産税が課される年の1月31日までに減額適用申告書を市へ提出する必要があります。

■減額の適用要件

- 次のすべてを満たす住宅
  - 建築着工前に長期優良住宅の認定を受けた住宅
  - 平成21年6月4日～平成22年3月31日の間に新築された住宅
  - 床面積が50平方メートル以上（戸建て以外の貸家住宅は40平方メートル以上）280平方メートル以下の住宅
- ※減額の対象となる床面積は1戸当たり120平方メートル以下の居住部分です。

■減額の適用期間

新築後、5年度分（中高層耐火住宅は7年度分）の固定資産税から2分の1を減額。

■長期優良住宅とは

耐久性、耐震性、可変性、維持管理・更新の容易性など

一定以上の性能を有する住宅で、建築着工前に市の認定を受ける必要があります。認定を受けるには、次の住戸面積が必要です。

- 戸建て 75平方メートル以上
- 共同住宅等 55平方メートル以上

■問合せ

固定資産税について  
○市庁舎本館資産税課  
資産税係  
TEL0897-52-1325

○各総合支所

税務課税務係（東予）  
総務課税務係（丹原・小松）

長期優良住宅の認定について

○市庁舎別館建築審査課  
建築指導係  
TEL0897-52-1554

7月の市税および

17日 市県民税第1期分の督促状の発送

31日 国民健康保険税第1期分および固定資産税第2期分の納期限

※督促状1通につき100円の督促料と延滞金をいただきます。

※口座振替ご利用の方は、納期限日の残高にご注意ください。

テレビの地上デジタル化に伴う 詐欺 にご注意を！

2011（平成23）年7月から地上デジタル放送（地デジ）に完全移行するのの前に、公共機関を名乗って、テレビの地デジ対応機器の購入やアンテナ工事の代金の支払いを求めたり、助成金を受けるための費用を請求したりする詐欺が発生しています。

疑わしい工事の勧誘や、身に覚えのない工事代金の請求を受けた場合は、すぐに代金を支払わず、右記の相談窓口へご相談ください。

相談窓口

- 市庁舎本館市民生活課  
市民相談係 TEL0897-52-1243
- 各総合支所総務課 総務調整係
- 愛媛県消費生活センター  
TEL089-925-3700